



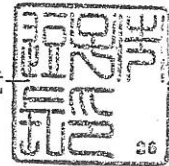
逗子市告示第 148 号

逗子市まちづくり条例第 60 条第 1 項に基づく事業者の名称等の公表

逗子市まちづくり条例（平成 14 年逗子市条例第 4 号）第 60 条第 1 項に基づき、同項第 4 号に該当する事業者の名称等を次のとおり公表する。

2015 年（平成 27 年）9 月 10 日

逗子市長 平井 竜



(1) 事業者の名称等

名 称 株式会社イーカム 代表取締役 角田 満
会社所在地 神奈川県相模原市緑区橋本三丁目 11 番 8 号

(2) 公表の原因となる事実

株式会社イーカムは、逗子市内の下記対象地番で行った 4 棟の住宅建築行為において、逗子市まちづくり条例の開発行為に該当するため、手続きをする旨の是正命令をしたにも関わらず、それに応じることなく手続きを行わなかった。

(3) 対象地番

宅地 1	沼間二丁目 1372 番 10、1376 番 1
宅地 2	沼間二丁目 1372 番 11、1376 番 3
宅地 3	沼間二丁目 1372 番 13、16、1376 番 5
宅地 4	沼間二丁目 1372 番 15、17

逗子市告示第 147 号

逗子市景観条例第 38 条第 4 項に基づく事業者の名称等の公表

逗子市景観条例（平成 18 年逗子市条例第 6 号）第 38 条第 4 項に基づき、該当する事業者の名称等を次のとおり公表する。

2015 年（平成 27 年）9 月 10 日

逗子市長 平井 竜



(1) 事業者の名称等

名 称 株式会社イーカム 代表取締役 角田 満
会社所在地 神奈川県相模原市緑区橋本三丁目 11 番 8 号

(2) 公表の原因となる事実

株式会社イーカムは、逗子市内の下記対象地番で行った 4 棟の住宅建築行為において、逗子市景観条例の開発行為に該当するため、手続きをする旨の勧告をしたにも関わらず、それに応じることなく手続きを行わなかった。

(3) 対象地番

宅地 1	沼間二丁目 1372 番 10、1376 番 1
宅地 2	沼間二丁目 1372 番 11、1376 番 3
宅地 3	沼間二丁目 1372 番 13、16、1376 番 5
宅地 4	沼間二丁目 1372 番 15、17



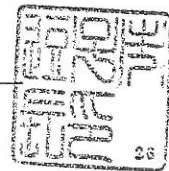
逗子市告示第 146 号

逗子市の良好な都市環境をつくる条例第 30 条第 2 項に基づく事業者の名称等の公表

逗子市の良好な都市環境をつくる条例（平成 4 年逗子市条例第 18 号）第 30 条第 2 項に基づき、同条第 1 項第 1 号に該当する事業者の名称等を次のとおり公表する。

2015 年（平成 27 年）9 月 10 日

逗子市長 平井 竜



(1) 事業者の名称等

名 称 株式会社イーカム 代表取締役 角田 満
会社所在地 神奈川県相模原市緑区橋本三丁目 11 番 8 号

(2) 公表の原因となる事実

株式会社イーカムは、逗子市内の下記対象地番で行った 4 棟の住宅建築行為において、逗子市の良好な都市環境をつくる条例における土地の区画形質の変更に該当するため、手続きをする旨の勧告をしたにも関わらず、それに応じることなく手続きを行わなかった。

(3) 対象地番

宅地 1	沼間二丁目 1372 番 10、1376 番 1
宅地 2	沼間二丁目 1372 番 11、1376 番 3
宅地 3	沼間二丁目 1372 番 13、16、1376 番 5
宅地 4	沼間二丁目 1372 番 15、17